

CO・OP 共済

地域ささえあい助成

—生協と生協以外の団体の協働を応援します—



地域ささえあい助成ってなあに？

地域ささえあい助成事務局

「CO・OP共済 地域ささえあい助成」とは？

CO・OP共済 地域ささえあい助成は、地域社会に貢献するための取り組みとして2012年より開始いたしました。

本助成制度では、人與人、組織と組織のつながりのなかで、時にはささえ、時にはささえられながら、誰もが安心してらせる地域社会に向けて、
「生協」と「生協以外の団体」が協働で取り組む活動を支援します。



まずは「地域の団体と協働する、**生協とはどのような団体**なのか」見ていきましょう。

生協ってどんな団体？



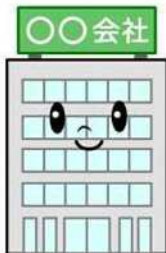
- ❝ 生協（消費生活協同組合）は**消費者どうしの結びつきによる非営利の協同組合**であり「生協法」にもとづいて設立されています。
- ❝ 協同組合はその設立より、**地域復興を目指す**ものでした。社会課題の解決に取り組むことはその使命でもあります。またSDGs行動宣言の一つとして、「**誰もが安心して暮らし続けられる地域社会づくりに参加します**」としています。
- ❝ 全国各地にさまざまな生活協同組合（生協）がありますが、**それぞれが独立した法人**として運営されています。
- ❝ 生協組合員になると、**店舗での商品購入や宅配、共済への加入や福祉・介護**など、生協が提供している様々なサービスをご利用いただけます。組合員はさまざまなイベントや商品開発などに参加することができます。



「生協以外の団体」とは？



「生協以外の団体」とは、生協以外の非営利法人
**協同組合、社団法人、財団法人、NPO法人、中間法人、社会
福祉法人、学校法人等、市民団体、任意団体、企業、自治体等**
を指します。
法人格の有無は問いません。



「協働」ってどういうこと？

「協働」とは、異なる組織同士が、活動への想いを共有し、それぞれの持つ強みを生かして行動することにより、**単独では成しえない成果を生み出すこと**です。

-  受託・委託の関係ではなく、活動の目的を共有したうえで、それぞれの強みや資源を活かして役割を担い、相乗効果を生み出しながら活動に取り組むことです。
-  それぞれの関わりの範囲で活動の経過と結果に責任を持つこと。片方の団体だけが活動し、もう片方は場所の提供のみでは協働とは言えません。



協働

「協働」の一例 A

協働

豪雨災害

希薄になった
地域住民交流

災害からの復興につなげたい！

団体主導で

「地域の愛された味・つづみ食堂
餃子イベント」
「餅つきイベント」
「昭和歌謡のど自慢大会」を開催

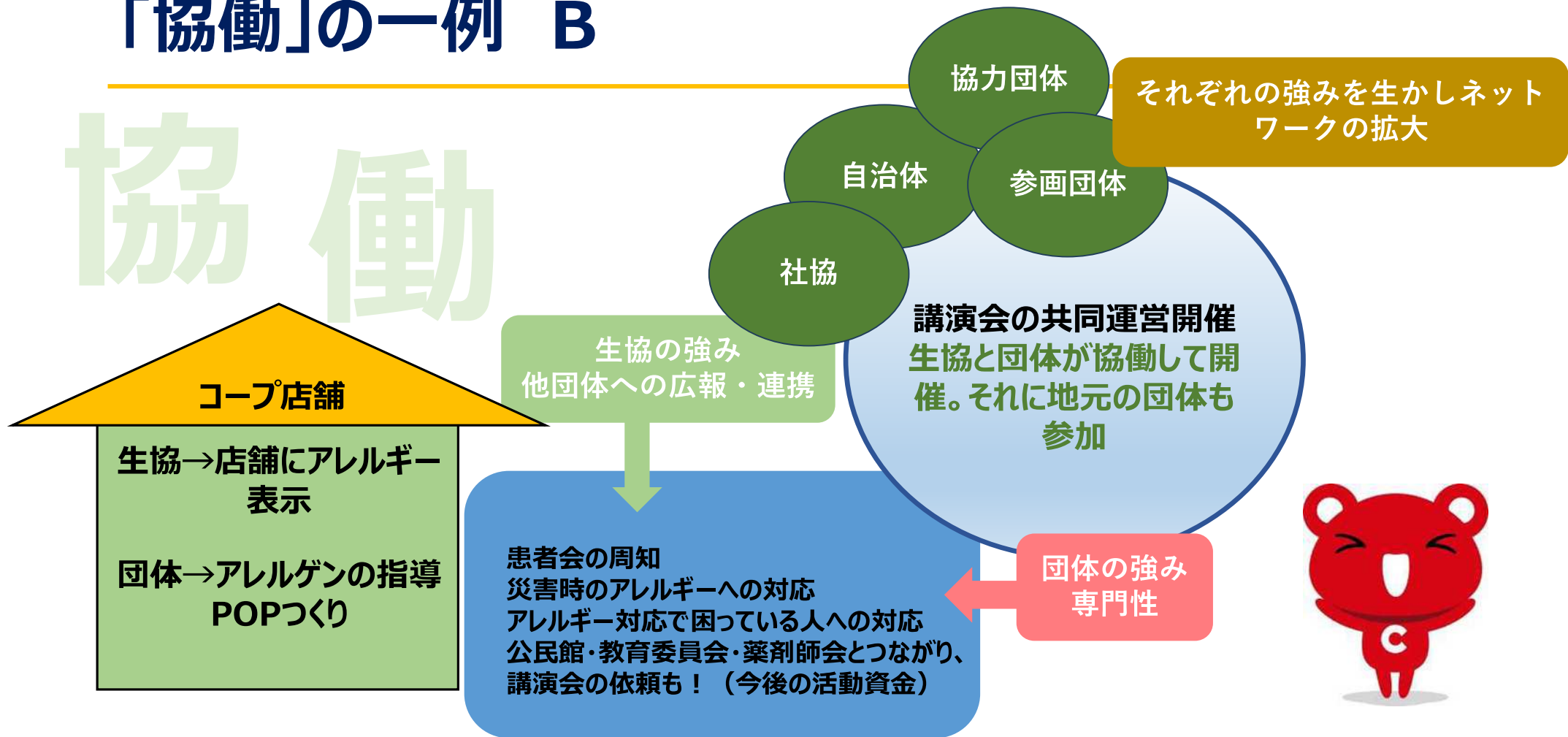
復旧・復興期の炊き出し・ボランティア
作業でつながりました！

生協

- ◎ イベント運営期の企画参画
- ◎ 物資・資材の提供
- ◎ 運営サポート
- ◎ イベントの時にはお菓子配布

「協働」の一例 B

協働



「協働」の一例 C

協

生協A

物件の管理・メンテナンス
運営事務局
(協議会の開催)

活動場所

それぞれの活動が
単独にならないよう協働

- ①シェアハウスの住民が食堂
のお手伝い&利用
- ②自治会、社協、区役所など
広域にネットワークを広げ情報
交換（食材・居場所の確保）

団体

若年層の居場所がなく
なった女性へのシェア
ハウスの運営×生活の
援助

生協B

地域食堂の運営
フードパントリーの運営
保育スペースの運営

働

「協働」相手の生協とどうやってつながるの？

それぞれの地域の中で、様々な生協や団体が活動しています。
その中で自然につながれることが理想です。
詳しい内容は、下記よりご覧いただけます。



公式ホームページ



ここをクリック

どんな活動に助成できるの？

本助成制度では、次のような活動を対象としています。

- 🐻 **社会課題や地域課題の解決に向けた、地域における活動**
- 🐻 **くらしに身近な課題やまだ広く知られていない課題の解決に向けた、地域における活動**
- 🐻 **人と人や組織と組織をつなげ、取り組みを発展させていくための活動**
- 🐻 **災害復興や災害へ平時から備えるための活動（を含む地域づくりに関する活動）**

例えば次のような活動に助成してきました。

- ・ 地域住民による高齢者等への生活支援のコーディネート
- ・ 障がい者の支援 ・ 震災による避難者の生活支援
- ・ 子育てひろばや地域サロンの開設・運営
- ・ フードバンク・フードパントリー活動 ・ DV被害者の生活支援
- ・ 生活困窮者等への食料支援や相談・カウンセリング
- ・ 病気治療中の方への精神面でのサポートや社会への啓発活動 等



助成できない活動は？

① 協働のあり方が助成対象外となる場合

- ア) 生協や団体単独の活動 イ) 生協同士の協働のみの活動
- ウ) 生協と生協から派生した団体との協働のみの活動
- エ) 協働内容が場所や資材提供で便宜を図る程度である場合
- オ) 単発のイベントで、イベント終了後の協働の深まりが見込めない場合
- カ) 業務委託 キ) 商品の売買のみの関係である場合
- ク) 活動の対象が地域に開かれていない活動

② その他の場合

- ケ) 活動が地域に開かれていない場合
- コ) 営利、宗教、政治、趣味等が目的の活動
- サ) 国または地方公共団体の定める制度にもとづいて実施し、収入を得る活動
- シ) コープ共済連の「C O・O P 共済 健康づくり支援企画」で支援を受けている取り組みと一連のものと判断される活動



協働区分とは？ ～3つの協働区分について～

「協働はじめる助成」

生協と団体が初めての協働により取り組みをこれから始める、
もしくは生協と団体が協働した取り組みの開始後1年未満の場合。

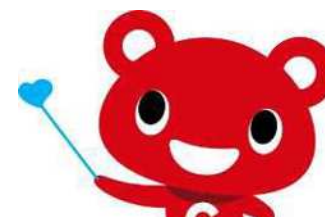
「協働ひろめる助成」

すでに生協と団体の間に応募時点で1年以上の協働の実績がある。
(今回応募の活動以外での実績を含む)

「協働たかめる助成」

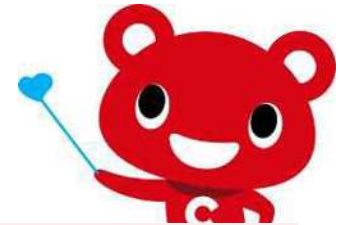
広がった協働関係を持続的なものにしながら、地域の多様な課題に向きあい、
人と人、組織と組織のつながりの力で解決していこうとする取り組みであり、
対等の立場で活動のすすめ方を協議したり意思決定したりする場（協議体）をもっている。

協働区分によってどんな違いがあるの？



協働区分	協働はじめる助成	協働ひろめる助成	協働たかめる助成
協働の状況	生協と団体が初めて協働して活動をこれから始める場合、もしくは協働した活動の開始から1年未満の場合	生協と団体の間にすでに1年以上協働して活動した実績があり、その協働をさらに広げて活動する場合	生協と団体の間にすでに1年以上協働して活動した実績があること、助成開始時点で協議体が立ち上げられていること、協議体を構成する団体が3団体以上であること
窓口団体	生協または生協以外の団体	生協を推奨	生協のみ (生協以外の団体からは応募不可)
助成期間	1年間	1年間	2年間または3年間(応募時に選択)
助成継続期間	一連の活動に対して1回(1年間)	一連の活動に対して最大3年間 (「協働はじめる助成」の助成期間を含めます)	3年間まで(「協働はじめる助成」「協働ひろめる助成」の助成期間は含めません)
助成金上限額	1つの活動について50万円	1つの活動について100万円	1つの活動について、年間500万円 ×最長3年間=最大1,500万円
助成金総額上限	両区分合計で年間2,500万円程度		年間2,000万円程度

応募にはどんな書類が必要なの？



- ① 応募用紙（様式 1 ～様式 5）
- ② 見積書等、支出の根拠となるもの（単価1万円以上の費用について）
- ③ 定款、規約、会則、またはこれらに準ずるもの
- ④ 前年度の事業報告書、または前年度の活動実績がわかるもの
- ⑤ 前年度の決算報告書、または前年度の会計実績がわかるもの

※①応募用紙については、PDF等に変換せずエクセルデータでご提出ください。

※③～⑤の書類については、協働する団体すべてについて提出が必要です。

ただし、日本生協連またはコープ共済連の会員生協の場合は提出不要です。

※③の書類については、「協働はじめる助成」の応募時点で団体立ち上げ中の場合は、助成期間開始前までに必ずご提出ください。

※④⑤の書類については、「協働はじめる助成」において
団体を立ち上げた初年度等で用意できない場合は提出不要です。

応募用紙書く時の注意は？

- 応募用紙は協働区分によって違います！（間違えないでね）
- 応募用紙の欄外（下記のグレー部分）に書き方を記しております。注記部分をご確認の上ご記入ください。

	団体の種類	←団体の種類はプルダウンメニューです。 ←郵便番号は間に-（半角ハイフン）をご入力ください。
	助成金受取団体	←助成金受取団体はプルダウンメニューです。 助成決定後に助成金を速やかに受け取るため、振込口座を準備する団体を決め、「○」を入力してください。 ←団体としての事業概要です。この活動での概要ではありません。150字程度におまとめください。 文字数 0

- 他の助成制度との併用は可能ですが、はっきりとした住み分けが必要です。応募用紙様式5に下記の欄があります。詳しくご記入ください。

3. 上記2の質問で他の助成金を使用する場合、他の助成金と「地域ささえあい助成」の助成金をどのように住み分けて使用する予定か具体的にご記入ください。

※地域ささえあい助成が活動のどこに役立っているか明確にできるよう、住み分けをご記入ください。

応募してから助成開始まではどうなるの？

応募スケジュール



応募受付期間	2026年10月13日～11月13日
助成決定	2027年3月中旬
選考結果通知	2027年3月下旬（メール通知）
助成金のお支払い	2027年4月～

応募用紙とともにご提出いただいた書類を基に審査を行います。

助成対象期間は4月より翌年の3月までとなります。

助成決定をした団体には、助成を通じて関係を築く団体が反社会的勢力等と無関係であることを確認するために、役員名簿の提出をお願いします。

選考過程や個別の審査結果に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

助成決定後には何をすればいい？

4月 請求書と役員名簿の提出

8月～12月 フレンドリーサポート

アンケートや双方向のヒアリングから、活動の状況や助成金の活用状況を伺います。

10月 団体交流会

有識者のお話を聞いたり、助成金活用団体同士の交流ができます。

3月末 精算・活動報告

1年の活動の総決算です。



助成を受けた感想（2025年度分）

	助成を受けられた感想など
A団体	金銭的なサポートだけでなく生協との協働ができたことがよかった。助成金申請の段階から一緒に動けたことで生協とチームとして活動する機会になり、とても勉強になった。
B団体	単なる資金面での支援にとどまらず、地域との関係構築の機会を得られたことに深く感謝している。
C団体	生協組合員に対して幅広い広報ができました。また、助成金講座を協働することを通じて、団体側も生協がされている組合員支援活動を深く知る契機となりました。
D生協連	助成金による充実したプログラム提供により、子どもたちの「知的好奇心」を刺激することができました。特に、野菜嫌いだった子が自ら収穫したことで完食できたエピソードや、環境問題への意識が高まった様子は、本助成がなければ得られなかった貴重な教育的成果です。
E生協	利用者増加と事業運営を取り巻く環境の「激変」のなかで、財政的にも「命綱」となりました。
F生協	今回の助成は、活動の継続を支えていただいただけでなく、私たちにとって「これからどんな活動ができるか」を考える大きなきっかけにもなりました。

※助成先団体・生協から回答いただいた文面を掲載。一部文意が変わらないように抜粋・修正しています。

ご応募お待ちしております。

CO・OP 共済は、地域ささえあい助成を通じて、
人と人、組織と組織のつながりのなかで、
時にはささえ、時にはささえられながら、
誰もが安心してらせる地域社会づくりをすすめていきます。

